

かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針（第5次）案について

かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針（第5次）（案）	かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針（第4次）
<div data-bbox="159 331 266 391" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">表紙</div> <p style="text-align: center;">かながわ食の安全・安心の確保の 推進に関する指針（第5次） （令和4年（2022年）度～令和6年（2024年）度）</p> <div data-bbox="159 608 266 667" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">1 頁</div> <p>I これまでの県の取組み （略）</p> <p>II 改定の趣旨</p> <p>「かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針（第4次）」（以下「第4次指針」という。）の設定期間の最終年度を迎え、第4次指針の実施状況を検証したところ、<u>令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症の世界的な流行に伴い、全ての取組みを計画通りに実施することは困難な状況でありましたが、集合型の講座等の開催の見直しを行うなど感染症拡大防止の対策を取りつつ、業務の見直しを行い、食の安全・安心の確保の推進ができるよう優先順位をつけて、できうる限りの取組みを実施することができました。</u></p> <p>このような状況であっても、<u>食の安全・安心を確保するために</u>、生産から販売に至る各段階における衛生管理の推進などの基本的な取組みを、継続的に取り組んでいくことが重要です。</p> <p>そこで、第4次指針の基本的な考え方は継承しつつ、この3年間に<u>行われた</u></p>	<div data-bbox="1146 320 1254 379" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">表紙</div> <p style="text-align: center;">かながわ食の安全・安心の確保の 推進に関する指針（第4次） （2019年度～2021年度）</p> <div data-bbox="1146 608 1254 667" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">1 頁</div> <p>I これまでの県の取組み （略）</p> <p>II 改定の趣旨</p> <p>「かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針（第3次）」（以下「第3次指針」という。）の設定期間の最終年度を迎え、第3次指針の実施状況を検証したところ<u>概ね計画どおりに実施することができました。</u></p> <p>しかしながら、<u>食の安全・安心を確保するためには</u>、生産から販売に至る各段階における衛生管理の推進などの基本的な取組みを、継続的に取り組んでいくことが重要です。</p> <p>そこで、第3次指針の基本的な考え方は継承しつつ、この3年間に<u>発生し</u></p>

食品衛生法改正によるHACCP制度の導入や、営業許可制度の見直し、自主回収報告制度の創設に加え、新しいバイオテクノロジーであるゲノム編集技術応用食品(ゲノム編集食品)の開発など、新たな制度や出来事に対応した内容を盛り込み、さらなる食品の安全性の確保と、県民の皆さんの食品や食品関連事業者に対する信頼の向上を図るため、「かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針(第5次)」(以下、「第5次指針」という。)として改定することといたしました。

第5次指針においても、重点的な取組みとして、食品表示の適正の確保を推進することとしました。食品の表示は、県民の皆さんが食品を選択するうえで大切な情報源です。平成27年に(2015年)に施行された食品表示法は令和2年(2020年)に完全施行を迎え、平成29年(2017年)から始まった原料原産地表示制度の経過措置期間は、令和4年3月までとなっています。食品関連事業者にとって、適正な食品表示を行うことは、法令を遵守するという意味で重要であることはもちろんのこと、県民の皆さんの食品や事業者に対する信頼を確保する上でも大変重要です。また、万が一、事故が起こった場合、食品の表示事項は、製品を迅速に回収等するための手がかりとなるなど、継続して食品表示の適正の確保を推進する必要があります。県は、引き続き、関係部局で協力し、関係省庁や他自治体等と連携しながら、食品関連事業者に対して表示に関する監視指導等を実施し、県民の皆さんへ表示に関する情報提供を行うなど、食品表示の適正の確保を推進してまいります。

また、生産から販売に至る各段階において、計画的に検査を実施し、その結果を速やかに公表するとともに、生産者や製造者等に対する適正管理に係る指導を着実に推進します。さらに、食の安全・安心基礎講座などの県民の皆さんとの情報共有及び相互理解の取組み、食品関係事業者や食品衛生監視員等を対象に知識の向上を目的とした研修の開催についても、開催方法を工夫し、感染症対策を図りながら継続して取り組んでまいります。

た刻み海苔によるノロウイルス食中毒、冷凍メンチカツによる0157食中毒や食品衛生法改正によるHACCP制度の導入など、新たな課題や出来事に対応した内容を盛り込み、さらなる食品の安全性の確保と、県民の皆さんの食品や食品関連事業者に対する信頼の向上を図るため、「かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針(第4次)」(以下、「第4次指針」という。)として改定することといたしました。

第4次指針においても、重点的な取組みとして、食品表示の適正の確保を推進することとしました。食品の表示は、県民の皆さんが食品を選択するうえで大切な情報源です。平成27年に食品表示法が施行され、平成32年(2020年)には完全施行となります。食品関連事業者にとって、適正な食品表示を行うことは、法令を遵守するという意味で重要であることはもちろんのこと、県民の皆さんの食品や事業者に対する信頼を確保する上でも大変重要です。また、万が一、事故が起こった場合、食品の表示事項は、製品を迅速に回収等するための手がかりとなるなど、これまで以上に食品表示の適正の確保を推進する必要があります。県は、引き続き、関係部局で協力し、関係省庁や他自治体等と連携しながら、食品関連事業者に対して表示に関する監視指導等を実施し、県民の皆さんへ表示に関する情報提供を行うなど、食品表示の適正の確保を推進してまいります。

今後も、生産から販売に至る各段階において、計画的に検査を実施し、その結果を速やかに公表するとともに、生産者や製造者等に対する適正管理に係る指導を着実に推進します。また、食の安全・安心基礎講座などの県民の皆さんとの情報共有及び相互理解の取組み、食品関係事業者や食品衛生監視員等を対象に知識の向上を目的とした研修の開催についても、継続して取り組んでまいります。

また、平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」による SDG s（持続可能な開発目標）への取組みが進められている中、本指針においても、この趣旨を踏まえて取り組んでまいります。

☆持続可能な開発目標（SDG s : Sustainable Development Goals）とは、2001 年に策定されたミレニアム開発目標（MDG s）の後継として、2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標です。17 の開発目標を達成することにより「地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）」社会の実現を目指しています。SDG s は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、本県も積極的に取り組んでいます。☆かながわの SDGs(持続可能な開発目標)への取組みについては、神奈川県ホームページに掲載しております。

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/r5k/sdgs/2030.html>

また、世界的な動きとして、2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」による SDG s（持続可能な開発目標）への取組みが進められている中、本指針においても、この趣旨を踏まえて取り組んでまいります。

☆持続可能な開発目標（SDG s : Sustainable Development Goals）とは、2001 年に策定されたミレニアム開発目標（MDG s）の後継として、2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。SDG s は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、本県、国も積極的に取り組んでいます。☆かながわの SDGs(持続可能な開発目標)への取組みについては、神奈川県ホームページに掲載しております。

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/r5k/sdgs/2030.html>

3頁

Ⅲ 基本的項

1 位置づけ

(略)

○ 指針の期間

指針は、食の安全・安心を取り巻く社会情勢の変化に的確に対応しながら、中期的な視野に立った県の施策の方向について示す必要があることから、この指針の期間を3か年度(令和4年(2022年)度～令和6年(2024年)度)とします。

4頁

2 条例及び既存法令に基づく施策との関係

【 条例に基づく施策と既存法令に基づく施策との関係イメージ図 】

条例に基づく施策

(削除)

(削除)

7頁

2 生産者等に対する指導等の実施

農業者、畜産農家、漁業者等に対し、農薬や動物用医薬品を適正に使用するよう指導するとともに、販売者に対して農薬及び動物用医薬品の適正販売を指導します。また、放射性物質等は、必要に応じて検査を行い、農林水産物の安全性確保に係る対策を推進します。

取組内容

(略)

3頁

Ⅲ 基本的事項

1 位置づけ

(略)

○ 指針の期間

指針は、食の安全・安心を取り巻く社会情勢の変化に的確に対応しながら、中期的な視野に立った県の施策の方向について示す必要があることから、この指針の期間を3か年度(2019年度～2021年度)とします。

4頁

2 条例及び既存法令に基づく施策との関係

【 条例に基づく施策と既存法令に基づく施策との関係イメージ図 】

条例に基づく施策

◎ 食品等の自主回収の報告

◎ 食品等輸入事務所等の届出

7頁

2 生産者等に対する指導等の実施

農業者、畜産農家、漁業者等に対し、農薬や動物用医薬品を適正に使用するよう指導するとともに、販売者に対して農薬及び動物用医薬品の適正販売を指導します。また、放射性物質等の必要な検査を行い、農林水産物の安全性確保に係る対策を推進します。

取組内容

(略)

(4) 県内で生産された農林畜水産物等について、生産地区に偏りがないう配慮し、近年の検査結果、生産状況等を踏まえて検査の品目と頻度を設定した放射性物質の検査を実施するなど安全性の確認を行うとともに、必要に応じて生産者等に対して生産資材や飼料等の適正管理に係る指導を実施します。

10 頁

5 食品営業者等における自主管理の促進

(略)

(1) 食品営業者等が、食品衛生上の危害の発生の防止のため、施設の衛生管理、食品又は添加物の取扱い等に関する計画を作成し、施設設備、機械器具の構造及び材質並びに食品の製造、加工、調理、運搬、貯蔵又は販売の工程を考慮し、これらの工程において公衆衛生上必要な措置を適切に行うための手順書が適切に作成されていること、これらの効果を適正に検証
し、見直しが行われていること等、^{ハサップ}HACCPに沿った衛生管理を適切に実施するための技術的支援を行い、食品の安全性の確保を推進します。

(2) 食品営業施設の食品衛生責任者、営業者等に対する講習会や、食品関係団体の自主管理促進活動の支援などを通じて、衛生意識や、法令遵守の重要性に対する意識の向上を図ります。

(3) 消費者の健康被害につながるおそれが否定できない場合の保健福祉事務所等への速やかな情報提供や適切な自主回収の促進を図ること、及び指定成分等含有食品の健康被害情報の届出を促すことにより、食品営業者等と

(4) 県内で生産された農林畜水産物等について、生産地区に偏りがないう配慮し、生産状況を踏まえて検査の品目と頻度を設定した放射性物質の検査を実施するなど安全性の確認を行うとともに、生産者等に対して生産資材や飼料等の適正管理に係る指導を実施します。

10 頁

5 食品営業者等における自主管理の促進

(略)

(1) 食品営業者等における食の安全・安心の確保に向けた取組みを促進するため、食品営業施設等の内外の清潔保持、食品の衛生的取扱い等の基準の遵守、自主検査の実施、製造販売等に関する記録や、原材料の情報の記録の作成及び保存等に係る助言を行います。

(2) 食品営業施設の食品衛生責任者、営業者等に対する講習会や、食品関係団体の自主管理促進活動の支援などを通じて、衛生意識や、法令遵守の重要性に対する意識の向上を図ります。また、消費者の健康被害につながるおそれが否定できない場合の保健福祉事務所等への速やかな情報提供や適切な自主回収の促進を図ることにより、食品関連事業者と共に食品を原因とする事故の被害の防止や拡大防止に努めます。

(3) 食品営業者等に対し、^{ハサップ}HACCPに沿った衛生管理を導入するための技術的支援を行い、食品の安全性の確保を推進します。

共に食品を原因とする事故の被害の拡大防止に努めます。

(4) 学校給食施設における食中毒等の未然防止策を図るため、巡回による助言や、研修等による情報提供を実施し、HACCPに沿った衛生管理の徹底を図ります。

(5) 食品の流通・販売業者等に対し、HACCPに沿った衛生管理について指導を行い、食の安全・安心の確保に関する情報を提供し意識の啓発を図るとともに、食に関わる重大な健康被害の発生等の緊急時には迅速に情報を提供します。

11 頁

6 食品営業者等に対する監視指導等の実施

(略)

(1) (略)

(2) 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、テイクアウトやデリバリー、ネットスーパーなど、食品の購入形態や提供方法に変化が生じています。こうしたことを踏まえ、食品営業者等に対し、製造から販売に至るまでの過程において、HACCPに沿った衛生管理を適正に行うよう、それぞれの規模や形態に応じた助言・指導を行います。

(3) ~ (6) (略)

12 頁

(7) 輸入食品については、厚生労働省検疫所の輸入時の検査に加えて、県内に流通する輸入食品の抜き取り検査を行います。また、食品等を輸入する事業者向けにホームページで情報提供を行い、事業者の自主的な衛生管理等に対する意識の向上を図り、さらなる安全性の確保に取り組みます。

(4) 学校給食施設における食中毒等の未然防止策を図るため、巡回による助言や、研修等による情報提供を実施し、自主的な衛生管理の徹底を図ります。

(5) 食品の流通・販売業者等に対し、食の安全・安心の確保に関する情報を提供し意識の啓発を図るとともに、食に関わる重大な健康被害の発生等の緊急時には迅速に情報を提供します。

11 頁

6 食品営業者等に対する監視指導等の実施

(略)

(1) (略)

(2) 平成 30 年 6 月の食品衛生法の改正により制度化された HACCP に沿った衛生管理について、小規模事業者を含むすべての事業者において経過措置の終了する 2021 年までに、適正に制度が導入されるよう助言・指導を行います。

(3) ~ (6) (略)

12 頁

(7) 輸入食品については、厚生労働省検疫所の輸入時の検査に加えて、県内に流通する輸入食品の抜き取り検査を行うとともに、条例に基づく届出を行った食品等輸入事業者に対して指導を行います。また、講習会等により、違反事例等の最新情報を提供するとともに、事業者の自主的な衛生管理等

TPP（環太平洋パートナーシップ）11 協定については、今後も情報収集に努め、必要に応じて適切に対応してまいります。

- (8) 食品業者から自主回収の報告があったときや、県民の皆さんから食品等の苦情相談があったときは、必要に応じて営業施設の調査等を行い、再発防止に係る改善指導を実施します。また、食品業者等が施設整備、作業着の規定、洗浄剤等化学物質の管理、衛生教育等を通じてフードディフェンスの取組みを徹底するよう指導を実施します。

14 頁

8 食品表示の適正の確保の推進

(略)

- (1) 表示制度に応じた相談・監視体制を整備し、県民の皆さんの相談に一元的に対応します。

また、食品営業施設への立入検査時の監視指導や、県民の皆さんや関係機関等からの情報提供に基づく調査を実施し、違反を発見した場合は、適正な表示の実施を指導するなど、必要な措置を講じます。

16 頁

9 情報の共有化の推進

- (1) 食品の表示制度、食肉による食中毒の防止、食品添加物やゲノム編集食品等、食の安全・安心に関する情報について、県民の皆さんの知識や理解を深めるために「かながわ食の安全・安心基礎講座」や出前講座等を開催します。

に対する意識の向上を図り、さらなる安全性の確保に取り組みます。

平成 30 年 12 月の TPP（環太平洋パートナーシップ）11 協定発効を受け、今後も情報収集に努め、必要に応じて適切に対応してまいります。

- (8) 食品業者から自主回収の報告があったときや、県民の皆さんから食品等の苦情相談があったときは、必要に応じて営業施設の調査等を行い、再発防止に係る改善指導を実施します。また、食品業者等が施設整備、作業着の規定、洗浄剤等化学物質の管理、衛生教育等のフードディフェンスの取組みを徹底するよう指導を実施します。

14 頁

8 食品表示の適正の確保の推進

(略)

- (1) 新しい表示の制度に応じた相談・監視体制を整備し、県民の皆さんの相談に一元的に対応します。

また、食品営業施設への立入検査時の監視指導や、県民の皆さんや関係機関等からの情報提供に基づく調査を実施し、違反を発見した場合は、適正な表示の実施を指導するなど、必要な措置を講じます。

16 頁

9 情報の共有化の推進

- (1) 食品の表示制度、食肉による食中毒の防止、食品添加物等、食の安全・安心に関する情報について、県民の皆さんの知識や理解を深めるために「かながわ食の安全・安心基礎講座」や出前講座等を開催します。

また、ホームページ、ソーシャルメディア、リーフレット、イベント等を通じて、県民の皆さんの疑問やニーズに対応しながら様々な情報発信を行います。

(2)～(4) (略)

(5) 県民の皆さんにインターネット等を使用したアンケート等を通じて、食の安全・安心に係る情報を提供します。

17 頁

(6)～(8) (略)

(9) 食中毒が発生しやすい時期には「食中毒予防週間」を定めるほか、冬期に「ノロウイルス食中毒警戒情報」を発令し、県民及び食品関連事業者の皆さんに食中毒の予防を呼びかけます。また、食品による重大な健康被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急時には、被害の拡大防止のため、迅速に情報を発信し、注意喚起を行います。

18 頁

10 関係者による意見交換の促進

(1) 県民の皆さんや食品関連事業者の皆さんとの相互理解を図り、意見を県の施策に反映するため、関係機関や関係団体と連携して「かながわ食の安全・安心キャラバン」を開催し、県民の皆さんの関心が高いテーマについて、意見交換を行います。

(2) インターネット等を使用したアンケート等の活用により、県民の皆さんから広く意見をいただき、県の施策の参考とします。

(3) (略)

また、ホームページ、ソーシャルメディア、リーフレット、イベント等を通じて、県民の皆さんの疑問やニーズに対応しながら様々な情報発信を行います。

(2)～(4) (略)

(5) 県民の皆さんに「e-かなネットアンケート」等を通じて、食の安全・安心に係る情報を提供します。

17 頁

(6)～(8) (略)

(9) 食中毒が発生しやすい時期には「食中毒警報」や「ノロウイルス警戒情報」を発令し、県民及び食品関連事業者の皆さんに食中毒の予防を呼びかけます。また、食品による重大な健康被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急時には、被害の拡大防止のため、迅速に情報を発信し、注意喚起を行います。

18 頁

10 関係者による意見交換の促進

(1) 県民の皆さんや食品関連事業者の皆さんとの相互理解を図り、意見を県の施策に反映するため、関係機関や関係団体と連携して「かながわ食の安全・安心キャラバン」を県内各地で開催し、県民の皆さんの関心が高いテーマについて、意見交換を行います。

(2) 「e-かなネットアンケート」等の活用により、県民の皆さんから広く意見をいただき、県の施策の参考とします。

(3) (略)

20 頁

1 食品表示の適正の確保を推進する取組み

- 1 (略)
- 2 食品関連事業者等を対象に講習会を開催する等、食品表示の適正の確保に関する助言、指導を行える者を育成します。
また、県民の皆さんの食品表示についての理解を深めるために講習会を開催します。
- 3～5 (略)

21 頁

2 情報の共有化と意見交換を推進する取組み

- 1 食品の生産・製造現場の見学や講座の開催、県内で開催されるイベントを利用した啓発活動、関係機関や関係団体と協力した意見交換を行うことで、県民の皆さんとの情報共有や相互理解を図ります。
「かながわ食の安全・安心基礎講座」を、ウェブ等を用いて開催し、県民の皆さんに事業者の衛生管理などの取組みを理解していただき、食の安全・安心の確保と充実を図ります。
また、関係機関や関係団体と協力して「かながわ食の安全・安心キャラバン」の開催方法を工夫し、県民の皆さんの関心が高いテーマについて意見交換を行います。
- 2 県民の皆さんへ食の安全・安心に関する情報提供を行うとともに、ご意見をいただき、食の安全・安心の確保に関する施策への参考といたします。
ホームページやソーシャルメディア、インターネット等を使用したアンケート等を活用して県民の皆さんへの情報発信、意見照会を実施し、食の安全・安心に関する施策への参考とします。

20 頁

1 食品表示の適正の確保を推進する取組み

- 1 (略)
- 2 食品関連事業者等を対象に講習会を開催し、食品表示の適正の確保に関する助言、指導を行える者を育成します。
また、県民の皆さんの食品表示についての理解を深めるために講習会を開催します。
- 3～5 (略)

21 頁

2 情報の共有化と意見交換を推進する取組み

- 1 食品の生産・製造現場の見学や講座の開催、県内で開催されるイベントを利用した啓発活動、関係機関や関係団体と協力した意見交換を行うことで、県民の皆さんとの情報共有や相互理解を図ります。
「かながわ食の安全・安心基礎講座」を開催し、食品の生産・製造現場の見学などを通じて、県民の皆さんに事業者の衛生管理などの取組みを理解していただき、食の安全・安心の確保と充実を図ります。
また、関係機関や関係団体と協力して「かながわ食の安全・安心キャラバン」を開催し、県民の皆さんの関心が高いテーマについて県内各地で意見交換を行います。
- 2 県民の皆さんへ食の安全・安心に関する情報提供を行うとともに、ご意見をいただき、食の安全・安心の確保に関する施策への参考といたします。
ホームページやソーシャルメディア、e-かなネットアンケート等を活用して県民の皆さんへの情報発信、意見照会を実施し、食の安全・安心に関する施策への参考とします。

2 関係機関等との連携

(1) 施策の推進のための連携強化

食の安全・安心の確保については、国、県、保健所設置市がそれぞれの役割を担っています。

国は、食品の安全性や表示などに関する各種法令や基準等の制定、検疫所における輸入食品の安全性の確認等を行っており、食品表示法に基づく食品表示の指導等を行っているほか、リスクコミュニケーションを推進しています。

一方、県は、各種法令や各種条例に基づき、国との適切な役割分担のもとに、保健所設置市を含む他の自治体等と連携し、食の安全・安心の確保を推進しています。

保健所設置市は、食品衛生法等に係る事務を行います。

(2) 緊急時の対応

(略)

- (略)
- (略)
- 指定成分含有食品の健康被害情報の届出や、いわゆる健康食品による健康被害が発生した場合は、厚生労働省が策定した健康食品・無承認無許可医薬

2 関係機関等との連携

(1) 施策の推進のための連携強化

食の安全・安心の確保については、国、県、保健所設置市がそれぞれの役割を担っています。

国は、食品の安全性や表示などに関する各種法令や基準等の制定、検疫所における輸入食品の安全性の確認等を行っており、食品表示法に基づく食品表示の指導等を行っているほか、リスクコミュニケーションを推進しています。

一方、県は、各種法令や各種条例に基づき、国との適切な役割分担のもとに、他の自治体や保健所設置市と連携し、食の安全・安心の確保を推進しています。

保健所設置市は、食品衛生法等に係る事務を行うほか、食品衛生法や食品表示法と密接に関わる、条例に規定した「食品等の自主回収の報告」と「食品等輸入事務所等の届出」の2つの制度に係る事務についても、効果的・効率的な運用を図るため、それぞれの市で行います。

(2) 緊急時の対応

(略)

- (略)
- (略)
- いわゆる健康食品による健康被害が発生した場合は、厚生労働省が策定した健康食品・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領に基づき

品健康被害防止対応要領に基づき関係機関等と迅速、適切に対応するとともに、関係部局が密接に連携を図り、対策を講じます。

24 頁

4 県民意見の反映

「食の安全・安心に関するアンケート」や意見提案制度により、県民の皆さんからいただいたご意見を参考に、県の施策を推進します。

迅速、適切に対応するとともに、関係部局が密接に連携を図り、対策を講じます。

24 頁

4 県民意見の反映

「e-かなネットアンケート」や意見提案制度により、県民の皆さんからいただいたご意見を参考に、県の施策を推進します。

22 頁

第5次（案）

神奈川県食の安全・安心推進会議

座長：副知事（健康医療局担当）
副座長：環境農政局長、健康医療局長
委員：暮らし安全防災局長、福祉子どもみらい局長、産業労働局長、教育局長

幹事会

《構成課》
生活衛生課（事務局）、**危機管理防災課**、消費生活課、私学振興課、森林再生課、水産課、農政課、農業振興課、畜産課、**医療危機対策本部室**、健康増進課、薬務課、商業流通課、保健体育課

〔特定の課題ごとに設置〕

食品表示
作業部会

食品残留農薬
作業部会

リスクコミュニケーション
作業部会

食品の放射能
作業部会

かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針 用語集		かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針 用語集		
1	ゲノム編集技術応用食品(ゲノム編集食品)	3	<p>細胞の中のDNA (<u>デオキシリボ核酸</u>) は、自然界又は人工的な放射線などにより切断されることがあります。生物は切断されたDNAを修復する仕組みを持っていますが、修復に失敗するとDNAの配列が変わって突然変異が起こります。ゲノム編集技術は、決まったDNAの配列を切断する人工酵素を使って、<u>狙った遺伝子に突然変異を起こす技術</u>です。この技術を使って育てた作物や水産物などをゲノム編集技術応用食品と言います。</p> <p><u>なお、ゲノム編集では人工酵素で、決まったDNA配列を切断し、そこに他の生物から取り出した遺伝子を組み込むことも可能です。この場合は、遺伝子組換え食品として扱われます。</u></p>	新設
10	指定成分含有食品	19	<p>食品衛生上の危害の発生を防止する見地から特別の注意を必要とする成分又は物であって、厚生労働大臣が指定したものを含む食品をいいます。</p> <p>指定成分等含有食品を取り扱う事業者は、その取り扱う食品が人の健康に被害を生じ、又は生じさせる恐れがある旨の情報を得た場合、都道府県知事等に届け出なければなりません。</p> <p>次の成分が指定成分に指定されています。(令和3年2月末現在)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>コレウス・フォルスコリー</u> 2 <u>ドオウレン</u> 3 <u>プエラリア・ミリフィカ</u> 4 <u>ブラックコホシユ</u> 	新設

14	特定原材料	25	<p>食物の摂取により生体に障害を引き起こす反応のうち、食物抗原に対する免疫学的反応によるものを食物アレルギーといい、アレルギーの原因となる抗原をアレルゲンといいます。現在、食物アレルギー症状を引き起こすことが明らかになった食品のうち、特に発症数、重篤度から勘案して表示する必要性の高いものを食品表示基準において特定原材料として定め、表示をすることが義務付けられています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「特定原材料」として表示が義務付けられている食品： えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生（ピーナッツ）の7品目 ・「特定原材料に準ずるもの」として表示が奨励されている食品：<u>アーモンド</u>、<u>あわび</u>、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、クルミ、ゴマ、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご及びゼラチンの<u>21</u>品目
14	特定原材料	25	<p>食物の摂取により生体に障害を引き起こす反応のうち、食物抗原に対する免疫学的反応によるものを食物アレルギーといい、アレルギーの原因となる抗原をアレルゲンといいます。現在、食物アレルギー症状を引き起こすことが明らかになった食品のうち、特に発症数、重篤度から勘案して表示する必要性の高いものを食品表示基準において特定原材料として定め、表示をすることが義務付けられています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「特定原材料」として表示が義務付けられている食品： えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生の7品目 ・「特定原材料に準ずるもの」として表示が奨励されている食品：<u>あわび</u>、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご及びゼラチンの<u>20</u>品目